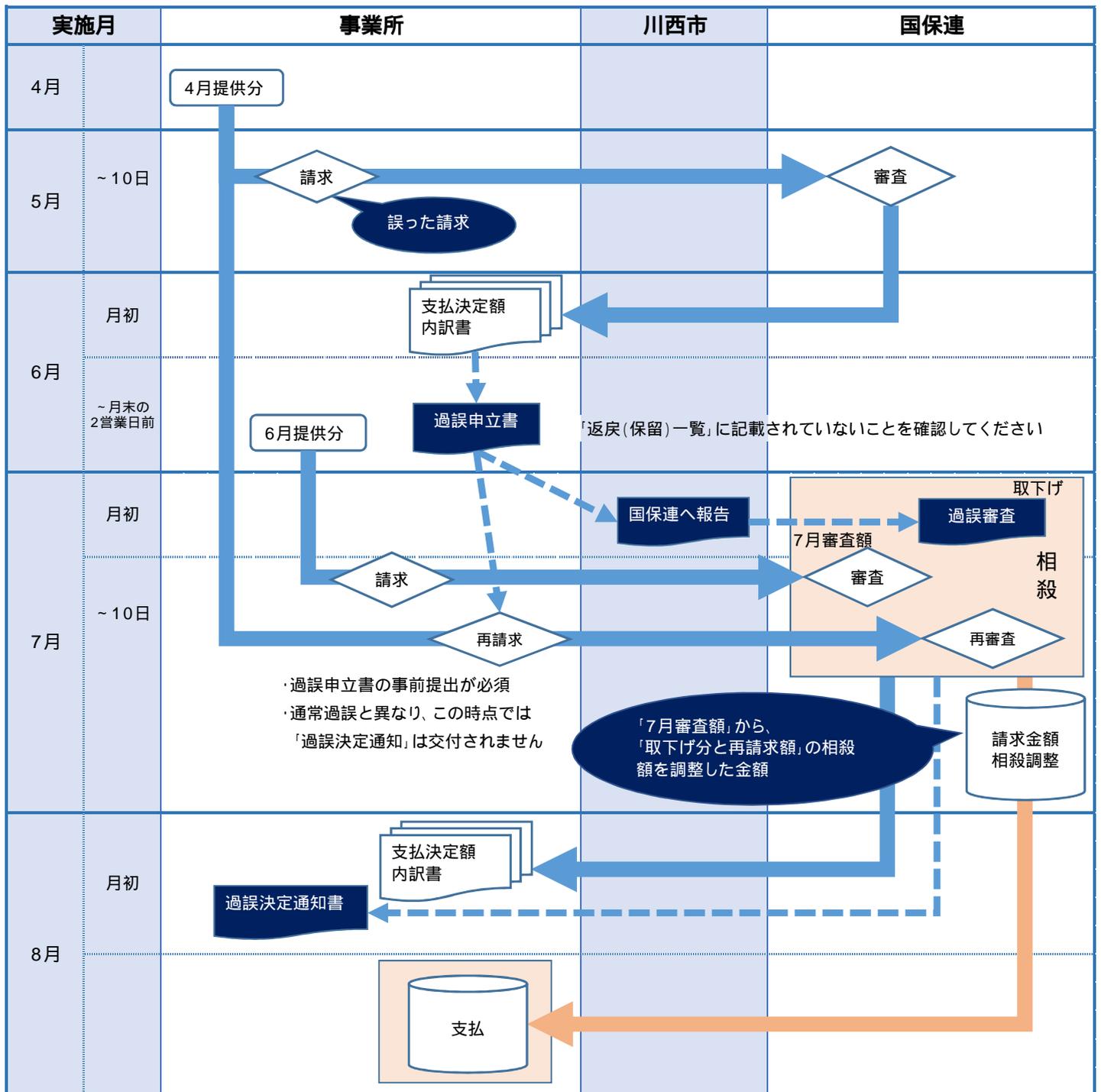


同月過誤のスケジュール

(例) 4月提供のサービスについて、請求誤りが判明し、同月過誤を行う場合の最も早い処理時期



月サービス提供分について請求後に誤りが判明した場合は、

- 「+1月」審査にかかる「返戻(保留)一覧表」に記載のないことを確認し、
- 「+2月」の、月末の2営業日前までに「過誤申立書」を市に提出してください。

提出の翌月に、誤りを訂正のうえ再請求してください。

この時点では、「過誤決定通知書」は交付されません。

「取下げ分」と「正しい再請求分」を同じ月に相殺処理する手続きを「同月過誤」と言うため、

再請求漏れ、もしくは取下げのみで再請求の必要がない場合、通常過誤として処理されます。